

## 中野区基本構想の改定及び中野区基本計画の策定の方針

## 1. 基本構想改定及び基本計画策定の必要性

## (1) 基本構想改定の必要性

## ① より広範な区民の声の反映

区は、1981年に「ともにつくる人間のまち中野」を基本理念とした「中野区基本構想」を策定した。2005年には、社会環境の変化等を理由として、区民ワークショップや職員プロジェクトチーム等を設置し、基本理念を「活かされる個性 発揮される力」とする基本構想への改定を行った。しかし、その後の2回の改定にあたっては、区民ワークショップ等を行うことなく改定している。

この間、少子高齢化の進展、ICTの急速な進歩、大規模災害の発生、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、社会状況は加速度的に変化を遂げており、それに合わせて区民のニーズや価値観も更に多様化している。こうしたなかで、より広範な区民の声を反映するプロセスを経て、基本構想を再構築する。

## ② より区民が親しみと共感を持てる基本構想へ

新しい基本構想は、区民と区が共有する中野区の姿を描くものとして、より区民が親しみや共感を持つことができ、わかりやすく伝わる内容や構成に改定する。

## (2) 基本計画策定の必要性

## ① 基本構想の改定

基本計画は、基本構想の実現を図るために策定するものであり、基本構想の改定に伴い、新たに策定する必要がある。

## ② 計画期間の見直し

現在の基本計画は計画期間を10年間としているが、概ね5年ごとに見直しを行っている。基本計画は、区の施策の方向性を示すものであり、区の実施を具体的に示す必要があるが、社会経済状況の変化が激しい近年において、10年間の取組の実現性を担保することは困難である。そのため、より計画の実現性を高めることを目的として、計画期間を5年間とした基本計画を策定する。

## 2. 基本構想及び基本計画の性格と体系

### (1) 基本構想

中野に住むすべての人々や、中野のまちで働き、学び、活動する人々にとって、より豊かな暮らしや関わりを実現し、目指すべきまちの姿を描いた共通目標である。同時に、区が区民の信託を受け区政運営を行う上で、最も基本的な指針となるものである。

構想で描くまちの姿は、2020年度から概ね10年後に目指すべき将来像とする。

### (2) 基本計画

基本構想で描くまちの姿を実現するための総合計画として策定する。区の施策の方向性や主要な課題に関する方針を明示するとともに、そのための主な取組を明らかにする。また、財政運営の基本方針と5年間の財政フレーム、各施策の達成状況を測る指標と目標値を示し、実現性のある計画とする。

計画期間は、2020年度から2024年度までの5年間とする。また、目標と現状、達成度などについて検証を行ったうえで、策定後概ね5年を経過した時点で、必要な改定を行う。なお、計画期間中に、区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した場合には必要に応じて改定する。

## 3. 各個別計画との関連性

基本構想は、区政運営の指針として最上位に位置し、基本計画は、基本構想が描くまちの姿を実現するための総合計画となる。基本計画は、他の個別計画の上位に位置する計画であり、基本構想及び基本計画の改定の後、各個別計画は必要に応じて見直しを行うこととする。

## 4. 基本的な考え方

### (1) より広範な区民参加

より幅広い区民が検討に参加することにより、区民の意見や生活実態を反映したものとしてまとめる。

### (2) 積極的な情報公開

検討の各段階において、検討状況の積極的な情報公開を行うことにより、区民の関心を高めるとともに、そのなかで得られた意見や議論の内容を反映していく。

### (3) 職員意見の集約・反映

所属や立場にとらわれず、幅広い職員の意見や知見を集約・反映するとともに、区民と職員がともに検討する機会を設けることにより、検討を深めていく。

### (4) 実現性のある計画づくり

社会状況の分析や将来推計等の論拠を精査し、施策の効果や実現可能性について十分に検証した上で、実現性のある計画としてまとめる。

## 5. 検討の進め方

### (1) 基本構想審議会での審議

基本構想の改定にあたり、区長の諮問機関として審議会を設置する。

審議会は、区民意見及び職員意見を参考にし、基本構想に盛り込むべき内容及び区民参加のあり方等について総合的、専門的見地から検討を行い、基本構想案を区長へ答申する。

委員構成は、学識経験者、区内団体推薦、公募区民によるものとし、それぞれの知見から広範な意見を基本構想へ反映させる。

### (2) 基本構想等策定本部会議の設置

基本構想及び基本計画について必要な検討及び調整を行うため、区長を本部長として構成する本部会議を庁内に設置する。

### (3) 区民と職員のワークショップの実施

広範な区民意見及び職員意見を基本構想・基本計画に反映するため、目指すべきまちの姿、分野別の課題、区の目指すべき方向性等について議論し、幅広いアイデアや意見を抽出・整理することを目的とする。

運営方法は、無作為抽出により選出された区民と、庁内で選出された職員により構成されたワークショップ形式とする。基本構想については、ワークショップの意見を集約して、審議会へ提出する。

### (4) 区民、関係団体からの意見等聴取の実施

#### ① 区民と区長のタウンミーティング

タウンミーティングにおいて、基本構想及び基本計画に係る意見等を聴取する。

#### ② 区報・ホームページ

区報・ホームページにおいて、審議会による検討過程を公開するとともに、区民意見を募集する。

#### ③ 関係区民団体等からの意見等聴取

区内で様々な活動を行う区民団体等との対話の機会を設け、基本構想及び基本計画に係る意見を聴取する。

### (5) 意見交換会、パブリック・コメント手続きの実施

基本構想及び基本計画については、素案を作成した上で意見交換会を実施する。意見交換会を受けて案を作成し、パブリック・コメント手続きを実施するものとする。

## 6. スケジュール（予定）

- 2018年11月 基本構想審議会条例案の提案
- 2019年 3月 審議会設置の議会報告  
審議会設置・諮問
- 6月 区民と職員のワークショップ（基本構想）実施
- 7月 区民と職員のワークショップ（基本構想）及びタウンミーティング等の意見を審議会に提出
- 8月 審議会における検討状況の議会報告  
区民と職員のワークショップ（基本計画）実施
- 10月 審議会答申
- 11月 審議会答申、基本計画検討状況の議会報告
- 2020年 1月 基本構想（素案）策定  
基本構想（素案）、基本計画検討骨子の議会報告
- 3月 意見交換会（基本構想）実施
- 4～6月 基本構想（案）策定  
パブリック・コメント手続き（基本構想）実施  
基本計画（素案）策定  
基本構想（案）、基本計画（素案）の議会報告  
意見交換会（基本計画）実施
- 6月 基本構想議案の提案
- 8月 基本計画（案）策定  
基本計画（案）の議会報告
- 9月 パブリック・コメント手続き（基本計画）実施
- 10月 基本計画の策定  
基本計画策定の議会報告